

竹原市総務文教委員会

令和2年6月11日開会

会議に付する事件

(付託議案)

- 1 議案第61号 竹原市消防団条例の一部を改正する条例案
- 2 議案第68号 市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例案
- 1 議案第69号 令和2年度竹原市一般会計補正予算（第4号）

(令和2年6月11日)

出席委員

氏 名	出 欠
今 田 佳 男	出 席
下 垣 内 和 春	出 席
山 元 経 穂	出 席
大 川 弘 雄	出 席
道 法 知 江	出 席
吉 田 基	出 席
松 本 進	出 席

委員外議員出席者

氏 名
竹 橋 和 彦
堀 越 賢 二
川 本 円
井 上 美 津 子
高 重 洋 介

職務のため会議に出席した者は、下記のとおりである

議会事務局長 住 田 昭 徳

議会事務局主事 置 名 拓 真

説明のため会議に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名
副 市 長	新 谷 昭 夫
総 務 企 画 部 長	平 田 康 宏
財 政 課 長	向 井 直 毅
危 機 管 理 課 長	堀 信 正 純
監 査 委 員 事 務 局 長	向 井 聡 司
総 務 課 長	岡 元 紀 行

午前9時55分 開議

委員長（今田佳男君） おはようございます。

本日の委員会は、本会議で上程、付託されました議案第61号、議案第68号、議案第69号の3議案に対する審査を行うものです。

本日の進行ですが、通常の委員会審査のとおり、担当課からの説明を受け、質疑応答の後、質疑を一旦保留として委員間討議を行います。委員間討議の結果を踏まえ、質疑の再開もしくは質疑を終結し、討論、表決と考えております。

なお、発言に当たっては、挙手の上、委員長の許可を得た後、マイクを使用して発言していただきますようよろしくお願いいたします。

以上の進行方法により会議を進めてまいりますので、御了承のほどよろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますので、令和2年第2回定例会の総務文教委員会を開会いたします。

本日、当委員会に付託を受けております案件は、委員会付託議案等一覧表に記載のとおりであります。

副市長から発言の申し出がありましたので、これを許可します。

副市長。

副市長（新谷昭夫君） 皆さん、おはようございます。

委員長をはじめ、委員の皆様には、お忙しい中、委員会を開催していただきましてありがとうございます。

本日は、先ほどもございましたが、議案第61号、議案第68号及び議案第69号の3議案につきまして説明をさせていただきますので、慎重な御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

委員長（今田佳男君） ありがとうございます。

それでは、これより議事に入ります。

執行部からの説明は、以後座ったまま行っていただいて結構です。

議案第61号竹原市消防団条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

危機管理課長。

危機管理課長（堀信正純君） それでは、議案第61号竹原市消防団条例の一部を改正す

る条例案について、その概要を御説明いたします。

議案書においては53ページ、議案参考資料では39ページ、40ページになります。

議案参考資料40ページ、新旧対照表をごらんいただければと思います。

条例第4条第1号の任命に係る消防団員の要件を、竹原市に居住する者から竹原市の区域内に居住しまたは勤務する者に改めるものでございます。竹原市の消防団の団員になるためには、竹原市消防団条例第4条により、消防団からの推薦に基づいて消防団長が任命することとなっております。

本市の消防団員数は、市外への転出や団員の高齢化に伴い減少していることから、消防団員を確保していくため、市外居住者であっても竹原市内に勤務されている場合は、消防団の方へ入団ができるように、また住所地が市外にありましても引き続き消防団員として活動できるよう消防団条例を一部改正するものでございます。よろしく願いいたします。

委員長（今田佳男君） これより質疑を行います。

質疑のある方。

山元委員。

委員（山元経穂君） それでは、何点かお伺いしたいと思います。

今、危機管理課長の説明にもあったように、消防団員が減少している、高齢化しているから、こういう市内在住者でなくても、市内で勤務している人も消防団に加入させようという話ではないかと思うのですが、今回これ条例案として上がってますが、同じ県内でも、福山とか東広島等も同じような条例を組んでやっているわけですね。それをしたことによって消防団員が増えたとかというその辺の実態というのは、今回条例を提案するに当たってはお調べになられていますか。

それと、大体年間何人ぐらい新しく入ってくればというようなことを仮定されていれば、教えてください。

委員長（今田佳男君） 危機管理課長。

危機管理課長（堀信正純君） 他市の状況で、消防団条例に規定している市町があるかどうか、またそれに伴って新たに団員がどのぐらい入団されているのかという状況ということでございますけれども、これについては、条例の中で位置づけている市町につきましては、近隣においては東広島市、三原市、大崎上島町、尾道市などとなっております。全ての市町について確認をしているわけではございませんけれども、東広島市においては、実

定員が1,500名おられますけれども、その中で24名の方が市外への転出後も消防団員として従事されているというような状況で、ほかの他市町の方も確認をするとおおむね実員数の1%から2%程度というような形で、市外からの勤務者がおられるというような状況でございます。

以上でございます。

委員長（今田佳男君） 山元委員。

委員（山元経穂君） 済みません。今、他市町の状況を鑑みて、数値が1%から2%というて、竹原市で言うと大体どれぐらいの人数になりますか。

委員長（今田佳男君） 危機管理課長。

危機管理課長（堀信正純君） 定員数が430名でございますので、1から2%で言えば5名から10名程度ということで考えております。

以上でございます。

委員長（今田佳男君） 山元委員。

委員（山元経穂君） よそでもそういう実態があるということであるならば、確かに減少している中で少しでも入ってもらえるというのはありがたいことではあると思います、市民の皆さんの御協力を得られるということ。

それで、1つお聞きしたいのが、今回の条例案は、市外に住んでいる人で竹原市に勤務しているという人に消防団に入ってくださいということで、例えばまずうちの竹原市職員さんで市外に住んでいる市外居住者で当然竹原市役所で働いているわけですから市内勤務ということになります、その辺の方にまず声をかけたらどうかと思うのですが、年齢層も若いですし。いろいろこういう話をすると、いつも日本国憲法第22条の話が問題になると思いますが、この場合だったら居住の話は関係ないわけですよ。

それともう一つ、市の職員が実際消防団に入って勤務してくれるということになれば、普通に大体戻ってくる、これ多分市内から市外へ出てそこで勤務しているから竹原市に戻ってくるということで、市の状況は一定わかっている人が多いとは思いますが、何が言いたいかといったら、突然入った人、突然他市町の人が竹原市でいきなり消防団に勤務するということは珍しいかなと思うのですが、市の職員が例えば入ったら、一定竹原市の地理とか内情という知見を持っているわけですよ。そういう意味で、本市の防災に対して非常に有用じゃないかと思うのですが、その辺のところについてお願いします。

委員長（今田佳男君） 危機管理課長。

危機管理課長（堀信正純君） 済みません。今の消防団員について、現状においても、市職員が消防団に入っているというような状況はございます。委員さんが言われるような形の中で、他市町に住んでいる方について、市職員が入団ということも選択肢の中にあるんじゃないかというようなことでございます。これについては、実際に入っているところもございますし、また状況に合わせて、ただ市職員についても災害時の対応というところも出てきますので、そういうところに支障がない限りは、できるだけ入っていただくには職員本人さんの御意思というようなところもございますので、そういうところも踏まえた中で入団ができるような形の周知を図ってもらいたいというふうに考えております。

以上でございます。

委員長（今田佳男君） 山元委員。

委員（山元経穂君） 市職員の災害への対応ということもわかります。緊急事態になったら、当然市の職員が避難所とかいろんなところで手配しなければならないということですから。それはそれとしても、まずはやっぱり特に市外に住んでいる職員の方って若い人が多いと思うのです。やはりこれは積極的に声かけるべきじゃないかと思うのですが。今の答弁だったら、今後周知していくというふうに——私の聞き間違いだったらごめんなさい——そういうふうに聞こえたんですが、今回この条例を出して、消防団に入ってください、竹原市の防災に役立ってくださいということであるならば、まず市の職員に入ってもらって範を見せるというのが市民や市の安全を考えることの模範となると思うのですが、その辺についての御見解をお願いします。

委員長（今田佳男君） 危機管理課長。

危機管理課長（堀信正純君） 市の職員として防災に携わるということは、大変重要なことであるというふうに考えています。委員さんが言われるように、率先して入団をしていくというところについても、十分可能な限りそういう対応ができるように、周知も含めて対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

委員長（今田佳男君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） 補足いたしますが、今回条例改正しました経緯は、先ほど団員が減少しているという中で、これは全国的に消防団員の数が減少しているということで、一番多い時は全国で100万人いた者が現在もう80万人台ということで、減少の一途をたどっているというところでございます。

減少している中においても、いわゆるお仕事をされている方の消防団員の数は増えているという実績もございます。今回行いましたのは、市外から竹原市内に勤務されている方をとということでございまして、実際竹原市内に住んでいらっしゃる消防団員も市外へ勤務されている方も多という実態もあるという中で、特に日中の有事の際は、市内に勤務されている方の活用というのが大きな目的でございまして、そういった意味でも今回団員の確保というのが有効であろうということでございます。

他市町では、この事例はもう早くからやっておられることでもありますし、今回うちもこの減少に何とか歯止めをかけたいということがございます。

先ほど、職員の消防団員ということもございましたので、これは当然我々も災害対応を含めまして、消防団が地域防災力のかなめというのを意識しながら、その辺は今後、特に若手の市職員については、実際大規模災害については市の方の災害対応という大きな前提はございますけど、そういったことを受けまして、先ほど委員からお話があったことを踏まえまして今後取り組んでまいりたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

委員長（今田佳男君） 山元委員。

委員（山元経穂君） 是非そのように。市内に勤務している方が前提になるというのもわかるのですが、やっぱり市の職員として一つ模範を見せれば、ああ、竹原市の職員さんて市外にいたってこういう時にはちゃんと竹原市の防災のことを考えているんだねという一つの市民へのアピールにもなると思いますので、それぞれ事情はあるとは思いますが、積極的なお声がけをお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

委員長（今田佳男君） 答弁はよろしいですね。

ほかに質疑はありませんか。

道法委員。

委員（道法知江君） 同じところにはなるんですけども、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

いわゆる定員数と実動数というのはどういう状況になっているのか。先ほどの課長の御説明で、他市の東広島の場合は、実動が1,500名というふうにおっしゃったと思うのですが、では理想とされる竹原市の定員数とそして実動数というのはどういう数なのか、教えていただきたいと思います。

委員長（今田佳男君） 危機管理課長。

危機管理課長（堀信正純君） 済みません。竹原市の定員数でございますけれども、これについては430名ということで、令和2年4月1日現在の定員数——実員数です、入団されている方——につきましては375名ということで、充足率については87.2%というような状況になっております。

また、過去5年程度の状況でございますけれども、平成31年4月が378人、平成30年4月が382人、平成29年4月が393人、平成28年4月が383人というような状況で、平成29年については充足率で90%を超えていますけれども、ここ近年についてはもう90%を下回っているというような状況がございますので、何としましてもとにかく確保していきたいということで、市といたしましても90%程度は何とか確保できないかなということで、この条例案を提出したというところでございます。

以上でございます。

委員長（今田佳男君） 道法委員。

委員（道法知江君） よく内容はわかりました。

それで、条例改正をする以上は、やはり先ほど言われていた1%から2%、5から10名程度は増えるだろうということを予測して今回の条例改正を提案されていると思うのですが、とするとこのように災害が多い時期にもなっておりますし、またいつ起きてくるかわからないような地震等の災害に備えるということを考えると、せめていつごろのまでを目標にこの5名から10名程度増やしていこうとされる気持ちがあるのか、伺いたいと思います。

委員長（今田佳男君） 危機管理課長。

危機管理課長（堀信正純君） 消防団員の確保ということで、できるだけ早くということではございますけれども、この間消防団の方の役員の会議の中でもそういう説明をさせていただいていますし、できるだけ多くの方に消防団員になっていただけるように取り組んでまいりたいというふうに考えております。

委員長（今田佳男君） 道法委員。

委員（道法知江君） 職員の方々も、実際消防団に入っただけで、もう本当にけなげに頑張っただけでいるなということは、私たちだけではなく、住民の方々も、その地域地域の方々もよく理解されております。しかし、先ほど山元委員がおっしゃったように、じゃあ5人から10人を目標にできるだけ早くということであるならば、やはり職員の方々の入団というのを考えていただかないと、今まで一生懸命消防団員として活動さ

れてこられた職員の方々にとっても、やはり同じメンバーで、同じような立場の仕事をしてながら、ともに苦勞しながら頑張っているなという方を増やすためには、よほど理解をしていただくための作業というのは必要ではないかなと思うのですが、その点について、いわゆるよそから何とかしていくという状況ではないのではないかなと思います。やっぱり職員の方々にはしっかりお話をして、理解をして、職員の方々を増やしていただくという、そういった方法や策は何か考えておられるのか、伺いたいと思います。

委員長（今田佳男君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） お答えいたします。

先ほど来、定数に対して実動員数1から2%というのは、他市の自治体を踏まえた上での数値でございますので、本市の目標が1から2%ではなくて、仮に定数430あるいは現在の直近の実員数375名の1、2%というところとやはり10名程度になろうかと思えます。当然そこが目標ではございませんので、そこは御理解いただきたいと思えます。

今まで市内居住が要件であったものが、それを市外から市内へ勤務の方も要件ということになると、当然一旦市外へ出たがために、我々市役所以外の民間に勤めていらっしゃる方も一旦退団になっていきますけど、その方たちを今度はまた入団という手続もできますので、その点も踏まえてということで、先ほど危機管理課長も申し上げましたが、消防団の役員会議等でも、一旦退団された方がまた再入団できるという要素もございますので、そういう点も加味しまして、そこは市の職員も含めての今後啓発と、今回条例改正いたしまして、定数の430は当然ついておりません。今、375ということで一定の数の開きはございますけど、今後また全国的には機能別の消防団とかそういった取組もございまして、現在うちは第6分団というのが女性消防団という位置づけもしておりますので、女性消防団員の数も今後ますます役割が、特に後方支援とか、有事の際には大きな役割も果たしますし、啓発とかそういったことでもこれまで以上に大規模な災害において役割は増すと思っておりますので、ただ全体トータルとして考えて、消防団員の数につきましては確保してまいりたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思えます。

委員長（今田佳男君） 道法委員。

委員（道法知江君） 最後にありますけれども、消防団の中で防災士の資格をお持ちになっておられる方はどの程度いらっしゃるか把握していますでしょうか。

委員長（今田佳男君） 危機管理課長。

危機管理課長（堀信正純君） 済みません。防災士の資格を持っているというところにつ

いては、確認ができておりません。申しわけございません。

委員長（今田佳男君） 道法委員。

委員（道法知江君） これはちょっとしつこく言わないといけないと思いますが。

消防団員の中で防災士の資格を持っている方がどれくらいいるか全然わからないという、全然わからないということはないと思うのですよ。

委員長（今田佳男君） 危機管理課長。

危機管理課長（堀信正純君） 済みません。防災士の資格を持っておられる方は、今現在7名ほどおられるということでございます。

以上です。

委員（道法知江君） 最後にします。

委員長（今田佳男君） 道法委員。

委員（道法知江君） 圧倒的に少ない数だなというふうに感じます。それぞれ仕事をお持ちでおられたり、生活を支えられている方々も当然いると思うのですが、この人数だと、消防士への援助とかそういうものも含めて、今後検討していかないといけない課題ではないかなと思いますけども、そのことについて御答弁いただければと思います。

委員長（今田佳男君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） 防災士の資格につきましては、確かに資格取得者は少数であるかもしれませんが、日ごろの非常備消防の業務に取り組む中で、消防団員は地域に向いているような啓発活動とか、当然防災、災害の予防がていろいろな取組をしております。市の方では地域防災リーダーの育成もしております、その中には当然消防団員以外の方で防災士の資格を持っていらっしゃる方も講座に参加いただいております。

お話にございましたように、防災士の資格につきましては、特に防災に身近な消防団員がその資格を取得するのは有意義であると思っておりますので、その点を踏まえまして今後取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

委員長（今田佳男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） ないようですので、次に参ります。

議案第68号市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本議案につきましては、地方自治法第243条の2第1項の規定により定めるものであり、同条第2項の規定により、議会はこの条例の制定、改廃に関する議決をしようとする時はあらかじめ監査委員の意見を聞かなければならないとされております。よって、議長から監査委員に意見を求めた結果、その回答が提出されておりますので、配付しております。

審査の流れでございますが、総務課長による議案説明の後、監査事務局長から報告を受け、質疑応答となりますので、御了承のほどよろしく申し上げます。

それでは、提案者の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（岡元紀行君） それでは、議案書の73ページ、議案参考資料の65ページをお開きください。

議案参考資料の方で御説明申し上げます。

今回、議案第68号市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本案につきましては、本年4月に施行となっております市長等の特別職、また委員会の委員、また本市職員が損害賠償の責任を負った場合、その者が年間に支給される給与または報酬の相当額を基準とした一定額を最低負担額として、これを超える部分については免責されると、こういった条例でございますが、このたび地方自治法の一部が改正をされまして損害賠償責任の一部免責の基準が見直されたことを踏まえまして、必要な規定を整備するものでございます。

改正の内容につきまして、今回の改正につきましては、対象となる者、職員のうち——これは職員が対象でございます、今回は——非常勤の会計年度職員、こちらに対する損害賠償責任の一部の免責の基準となる最低基準額につきまして、この算定となる者は、これまでは報酬の年間支給額を最低基準相当額としておりましたが、他の職員と同様に、これに期末手当を含めた額とされたことから、今回規定を改めるものでございます。

この施行期日につきましては、公布の日ということでございますので、よろしくお願いたします。

説明については以上です。

委員長（今田佳男君） 続いて、監査委員からの回答について報告を求めます。

監査委員事務局長。

監査委員事務局長（向井聡司君） お手元に配付をさせていただいております監査委員からの回答書をお願いいたします。

それでは、報告をさせていただきます。

令和2年6月9日付け竹議会第58号で意見を求められた市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例案については、適当と認めます。

以上でございます。

委員長（今田佳男君） これより質疑を行います。

質疑のある方は順次挙手により一問一答でお願いいたします。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） ないようですので、次に参ります。

監査委員事務局長は退席していただいて結構です。

議案第69号令和2年度竹原市一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

財政課長。

財政課長（向井直毅君） それでは、今定例会に上程をさせていただいております補正予算案について説明をいたします。

令和2年度6月補正予算案の概要に基づきまして説明をさせていただきますので、概要の方をごらんをいただければと思います。

このたびの補正予算案の概要といたしましては、コンビニ交付システム構築に必要な経費や竹原港駐車場整備等に必要な経費などが主な内容となっております。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,622万6,000円を追加し、総額を170億2,857万1,000円とするものでございます。

歳出の補正内容につきましては、総務費、民生費、土木費、教育費において追加計上を行うもので、その個別の内容につきましては3ページ以降の主な事業内容で説明をいたしますので、3ページをお開きをいただければと思います。

まず、上段の総務費、住民基本台帳に要する経費について、システム改修委託料251万9,000円の追加計上を行うものです。内容といたしましては、デジタル手続法等に基づくマイナンバーカード及び公的個人認証の利用範囲の拡大などに対応するため、戸籍の附票の記載事項に出生年月日、男女の別、住民票コードを追加するなどのシステム改修

を行うものでございます。財源につきましては、国庫支出金を歳出予算額の全額に対して充当するものでございます。

続きまして、中段になります。

総務費、コンビニ交付に要する経費について、システム整備委託料等1,364万5,000円の追加計上を行うものです。内容といたしましては、市民の利便性の向上を図るため、コンビニ交付システムを構築し、身近なコンビニで住民票の写しなど各種証明書を取得できる環境を、来年2月からの運用を目指し、整備しようとするものでございます。財源につきましては、一般財源といたしておりますが、システム構築に係る費用とランニングコストについて、かかる費用の2分の1を構築年度含め3年間特別交付税措置されることとなっております。

次に、下段の民生費、災害救助に要する経費について、国庫支出金返還金498万7,000円の追加計上を行うものです。内容につきましては、平成30年豪雨災害等廃棄物処理事業補助金の精算に伴い国庫の返還が生じたため、予算計上が必要となったものでございます。財源については、一般財源でございます。

続いて、4ページをお開きください。

上段の土木費、竹原港駐車場管理に要する経費について、施設整備費等450万円の追加計上を行うものでございます。内容といたしましては、竹原港駐車場において無秩序な利用や長期占用車両に対し、公平かつ適正な管理を行うため駐車場の有料化を図ることとし、再編整備を行うものでございます。財源については、整備後の駐車場使用料収入を充当するものでございます。

続きまして、教育費、行事運営に要する経費について、ボルダリング講習会開催事業経費57万5,000円の追加計上を行うものでございます。内容につきましては、東京オリンピックをより身近に感じ、小中学生へスポーツの楽しさを普及啓発するとともに、竹原市体育館の知名度向上及び施設の利用促進につなげるため、近年人気上昇いたしております東京オリンピックの新種目、スポーツクライミング種目の一つでありますボルダリング講習会を開催するものでございます。財源につきましては、一般財団法人地域活性化センターが行う公共スポーツ施設等活性化助成事業として採択されたことにより、当該助成金を歳出予算のほぼ全額に対して充当するものでございます。

次に、資料5ページ、債務負担行為の補正でございます。

まず、竹原港駐車場管理運営に要する経費につきまして、当該施設の管理委託期間及び

限度額について定めるものでございます。

次に、学校用ネットワークセキュリティ機器整備に要する経費について、学校用ネットワークのセキュリティ対策に係る機器のリース期間が満了することに伴い、新たなリース期間及び限度額について定めるものでございます。

以上が歳出予算案の内容となります。

1 ページにお戻りください。

歳入でございます。

歳出の説明にあわせて、特定財源につきましては触れさせていただきましたので、歳入の個別の内容につきましては説明を省略させていただき、財政調整基金繰入金を1,863万7,000円増額し、最終的な収支の均衡を図っております。

以上で一般会計補正予算案の説明を終わります。

委員長（今田佳男君） これより質疑を行います。

質疑のある方は。

山元委員。

委員（山元経穂君） 今の概要の方の6 ページです。

ボルダリング講習会開催事業で、先ほど課長の説明では地域活性化センターが行う公共スポーツ施設等活性化助成事業助成金として、採択されたということでありましたが、これは採択されたということは、市から要望したということですか。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） おっしゃるとおり、こちら地域活性化センターについてこういった事業の申請をさせていただき、このたび採択をされたというような流れとなります。

委員長（今田佳男君） 山元委員。

委員（山元経穂君） 東京オリンピック、様々な競技があつて、日本でやるということですね。ソフトボールとか、復活した競技等もあるのですが。やること自体はいいことだと思うのです。どのスポーツでも、ここへも書いてあるように、小中学生に関心を持ってもらったり、普及啓発という意味で。なぜにボルダリングなんですか。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） まずは、東京オリンピックの新種目ということが一つあります。それと、近年このスポーツクライミングという競技自体の人気の上昇しているということで、近隣地域におきましてもこういった講習会等が開催されているという実績もあ

る。

あわせて、いわゆる指定管理者であります事業者も、この競技について今後事業展開をしたいというような意向もありまして、今回ボルダリングということで申請をさせていただいたということでございます。

委員長（今田佳男君） 山元委員。

委員（山元経穂君） 済みません。確かに私も調べてみました、ボルダリング。知っているのは知っているのですが、一体どんなものなのかということで。大体今、公益社団法人日本山岳スポーツクライミング協会というところで、これ一応JOCにも加入している団体だそうですが、大体2017年4月時点で競技人口が約60万人ぐらいということで、6年間で3.5倍になっているということで、確かに人気が出ている競技だと思いますので、その辺は確かに一応こうすることで普及啓発に努めていく価値はあるのかなと思います。

それと、指定管理者の方との話にもなると思うのですが、一番懸念があるのは、1回だけやって終わりとか、もうそれ以降はないとか、つまり一過性で終わってしまったら、せっかくやってせっかく広めていこうというのだったら、やっぱり継続的にやっていかないといけないと思うのです。そのあたりに関しての御見解をお伺いしたいと思います。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） おっしゃいますとおり、この講習会は一応年3回ほど予定はいたしておりますが、これだけで終わってしまったら結局は何のことだったのかというようなことにもなります。そういった意味で、今後指定管理者の方が独自事業としてもこれを継続したいというような意向もお聞きしている中で、今後の事業展開も継続性が望めるということが今回申請の理由の一つとなっておりますので、当然この講習会を契機に、今後はこのバンブー・ジョイ・ハイランドの中でこういったボルダリングの競技の普及啓発が進んでいくということを期待した上でのこういった講習会というふうに御理解をいただければと思います。

委員長（今田佳男君） 山元委員。

委員（山元経穂君） 最後に。

よくわかりました。今、課長の答弁にもありましたように、決して一過性で終わらないように。花火打ち上げて終わり、東京オリンピックがあるからとかというのではなくて、本当に継続して、こういうことが市民の方、小中学生に身近になっていくということで、

スポーツでまちづくりとかという視点からも外れているものではないと思いますし、またボルダリング健康づくりというのは無理があるかもしれないですが、そういう視点もあるとは思いますが、よろしく願いいたします。答弁はいいです。

委員長（今田佳男君） ほかに質疑ありませんか。

道法委員。

委員（道法知江君） ちょっとわからないので、1点伺いたいのですけど、財政課長が答弁できるかなという気持ちもあるし、もし答弁できないようでしたら、企画部長もいらっしゃるし、副市長もおられるので、御答弁いただきたいと思うのですが、住民記録システムの改修事業です。これ国からの支出金が出ているということでもありますので、確認なんですけども、先ほどの御説明では、出生とかの説明がありました。これ男女別ということを入るといことを言われたんですけども、これ男女別をなくそうという方向があると思うのですが、これは国からの指示であるのか、もしくは竹原市として男女別を記載しようとするのか、その辺をお伺いしたいと思います。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） このたびのいわゆるシステム改修というのは、全て全国的な流れの中で実施されるものということで、竹原市独自の施策ではございませんで、追加する項目については、竹原市が独自で行うものではなくて、全国全ての市町で実施されるものというふうに御理解をいただければと思います。

委員長（今田佳男君） 道法委員。

委員（道法知江君） では、済みません、確認なんですけれども、男女別も記載するということの確認でよろしいですか。何かいろんな方向で男女の記載をなくそうというような動きもある。その中で、国の方から男女の記載を入れるということの指示で、本市も対応するということの確認でよろしいですか。わかりました。

委員長（今田佳男君） よろしいですか。

委員（道法知江君） はい、よろしいです。

委員長（今田佳男君） 道法委員。

委員（道法知江君） それともう一点あるんですけども、債務負担行為なのですが。

委員長（今田佳男君） はい、どうぞ。

委員（道法知江君） 学校用のネットワークのセキュリティーというのですが、これは学校用ネットワークセキュリティーですというだけじゃちょっと。債務負担行為になるの

で、少し中身がわかる範囲で結構なのですが、再度確認させていただきたいと思えます。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） 現在、学校にはそういったネットワークシステムというのが一定構築されておりまして、そういった中でファイアウォールでございますとか、ネットワークの不正侵入防止、フィルタリング等、こういった機能を備えたいいわゆるネットワークシステムというのを構築いたしております。これが、このたびそういったシステムのリース契約というのが満了になるので、改めて再度5年間のリース契約を結ぶというような中身になっているところでございます。

委員（道法知江君） ありがとうございます。

委員長（今田佳男君） よろしいですか。

松本委員。

委員（松本 進君） それでは、補正予算で14ページ、15ページ、あるいは4ページの竹原港の駐車場有料化に関わる内容についてお尋ねしておきたいというふうに思えます。

まず、予算書の15ページに、施設整備工事とか管理委託料とかそれぞれ計上されております。まず、施設整備工事の積算根拠と申しますか、詳しい内容をお尋ねしておきたいと。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） 済みません。駐車場の整備につきましては、こちらは北崎の市営住宅跡地の部分につきまして、現在無料で駐車をいただいている部分でございますけれども、こちらについて底地がかなりでこぼこしているというのもあって、そこを若干整地をするような作業、それからフェンスで囲むような防護柵の設置、こういったものに200万円というような形で今予算を計上させていただいているところでございます。

委員長（今田佳男君） 松本委員。

委員（松本 進君） それと、次の上の運営管理委託料235万円が計上されて、一括質疑の時もちょっと出ましたけれども、私が考えたイメージとちょっと違うのかなというので確認を含めてお聞きしたいのは、ここの竹原港のところではなくて、他の駐車場のところは入り口へフェンスなりゲートをつくって、そこで入る者をチェック、出る者の支払い完了という機械と申しますか、そういうものをされるということで、確認を含めて聞きた

いのは、そういったゲートの出入りの支払いの機械というのとは違って、別の管理をされるのかなと思ったのですが、そこら確認を含めてお尋ねしておきたいと。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） こちらは、いわゆる港の中の駐車場、こちらにつきましては、先ほど委員おっしゃいましたように、ゲートの設置をいたします。その中で、開閉時に料金を収受するというような仕組みを考えておりまして、市営住宅の跡地につきましては、こういったゲートの設置は今考えておりません、あくまで全区画が月極め駐車場というような計画に今なっておりますので、こちらの料金収入をゲートの設置事業者にあわせて管理をしていただくというような形での予算となっているところでございます。

委員長（今田佳男君） 松本委員。

委員（松本 進君） ゲート管理といいますか、ゲートで全部支払いを済ますという今説明がありましたけど、私が一括質疑でしたのは、本来フェリーを利用されるとか、あそこの海の駅の施設を利用されるとかというための、要するに本来の目的はフェリーやこの施設を利用される方の駐車場というようなこともあってお尋ねして、特に一括質疑では、フェリーとか、あるいは渡られる人、主にそういった本来の目的で使われる人は6,000円の負担がちょっと重いのではないかということで、何らかの証明か何かで軽減したらどうかという提案をしました。

それで、それはそこで適切な答弁はありませんでしたけども、今日その予算との関連で聞きたいのは、通常例えば海の駅を使われて、そこで時間なり日にちなりで600円なり100円とか200円とかで利用される場合、特にいろいろよそから来られて海の駅という施設を利用された場合、特によそのところを見てみますと、海の駅を利用された場合は、あそこで何か買い物をした場合はとかを含めて、負担が軽くといいますか、チケットでというサービスなんかを通常やっている。特に、私は、よそから、市外から来た人なんかは無料でどんどん使ってもらっての方がいい。海の施設を利用するにしても、無料とかそういうことがやっぱり要るのではないかなと思いますけれども、そういった港の施設の利用という限定でもいいのですけれども、そういった方には、品物を買ったとか利用した人なんかは軽減といいますか、駐車場を無料にするとか、そういうことは何か考えておられるのかなと。そこはどうでしょうか。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） 使用料の軽減措置というような御質問でございまして、現状で

は、仮に6,000円というような月極めの利用料金につきましても、近隣にも民間の駐車場というものがございまして、こういったところにも配慮が一定には必要であろうかということで、一応民業圧迫にならないような形での料金設定という形になっております。

今後は、こういった形で適正に管理運営することによって、利用者の利便性も向上するというので、一定の負担をいただくというような考え方で、直ちに軽減、減免措置を講じるということは現状では想定はいたしておりませんが、今後の利用状況等の実態把握に努める中で、航路事業者でありますとか海の駅の指定管理者とも連携を図りながら、そういった措置については今後検討していくということで御理解をいただければと思います。

委員長（今田佳男君） 松本委員。

委員（松本 進君） 是非、特に海の施設の利用者と、あとフェリーの利用者なんかには特に対応してもらいたいという指摘をしておきたい。

それから次は、14ページの使用料の件で、450万円の特定財源ということで、これは使用料だと思うのですが、私が思うには、11月から実施して11,12,1,2,3の5カ月分がこの450万円になるのかなということで、この積算といいますか、多分今は月極めで6,000円とか4,000円とか言われましたけども、その月極めとかの積算内容をちょっとお尋ねしておきたいと。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） 積算内容は、これはまだこれから有料化に向けての取組ということになるので、あくまでも想定ということにはなろうかと思えますけども、月極めの分のいわゆる竹原港の市営駐車場の部分、こちらにつきましては6,000円なんですけども、これは月極めとして今10台分を想定をいたしております。そのうちの9割が月極めということで、年間では9台分掛ける6,000円、それから北崎の市営住宅の跡地につきましてはおおむね満車の状態で60台分が確保できるというような計算に今しております。そのうちの約6割程度の利用を想定して、60台の6割で36台、こちらは若干港の中の駐車場に比べて条件が悪いので、これは4,000円というような設定になっておりますが、結果36台掛ける4,000円分というような計算、それから時間貸しの部分につきましては、100台分が満車状態で確保できますが、そのおおむね4割というような利用状況を想定して、100台分の4割ですと40台掛ける600円というようなことで積算をした結果、5カ月分で450万円というような今計算にしているところでございます。

委員長（今田佳男君） 松本委員。

委員（松本 進君） 今全部は計算しにくかったんですが、要するに6,000円の月極めと北崎のところを含めて、あと日割りの分が今40%分というような利用率と言われましたけど、それを含めれば5カ月分で450万円というような理解をしました。

それで、次に移りますけれども、次は債務負担行為の件で、この補正予算書の4ページに債務負担行為で令和2年度から7年度までの負担行為として2,820万円という計上で、これは11月分からということで5年5カ月分になるのかなというふうに推測したのですが、一つはそこを含めて丸々1年の契約ではこういった駐車場の管理運営がどれぐらいになるのかなという分と、それと先ほどの予算書のところに管理委託料、これ5カ月分が235万円でしょうけれども、これがそういった1年分の管理はそのまま債務負担行為になっているというふうに理解を正しいのかどうかを含めてちょっと聞いておきたいと。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） このたびの債務負担につきましては、この2,820万円というのは令和3年度から令和7年度までの5年間、令和2年度につきましては今回補正予算で予算化させていただいておりますので、この2,820万円の中には含んでおりません。したがって、5年間で2,820万円、これを年割りいたしますと年間564万円というような管理委託料というふうに御理解をいただければと思います。

委員長（今田佳男君） 松本委員。

委員（松本 進君） もう一回確認を含めて言いたいのは、その管理委託料は年間にすれば560万円だろうという分で、それを委託料に組むのでしょけれども、基本的にはさっきの収入は5カ月で450万円ぐらいだと思うのですが、それは年間にすれば倍ぐらい以上になりますよね。だから、そこはやっぱり管理料以上に収入が入ってきて、それは竹原市の収益になるのは間違いないのですが、私はそういった分を含めて余分にお金が入ることになるから、倍ぐらいお金が入るよね、五百何十万円多分竹原市の収益で、この使用料の分で管理料を除いた分のお金が入ってくるということでは、先ほど言ったような施設の利用者へのサービスといいですか、軽減するとかということも可能性としてはできるのではないのかなと思って、副市長にそこらがあればちょっと聞いておきたい。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） こちらにつきましては、確かに年間でいきますと、収益は今の

シミュレーションで言えば大体1,000万円から1,100万円、年間ベースでの使用料収入を見込んでおります。こちらにつきましては、いわゆる財政健全化策の一環として新たな歳入確保というような側面で、市有地の有効活用の中で新たな財源として見込んでいる部分で、以前から御説明をさせていただいていたと思います。

こういった意味で、こういった厳しい財政状況の中、新たな歳入確保策の一環ということで、このたびこういった使用料も市有地の有効活用という部分で検討を進めていた部分でございます。当然そういった部分につきましては、今後当然一般財源として市政全般、500万円程度ということになれば財源としてはそう多くはございませんけれども、そういったものにもしっかりと活用させていただく。

先ほども申し上げましたが、いわゆる軽減措置につきましては、今後の利用状況等を勘案しながら随時検討をさせていただければというふうに考えておりますので、御理解をいただければと思います。

委員長（今田佳男君） よろしいですか。

委員（松本 進君） はい。

委員長（今田佳男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） ないようですので、それではここで委員による質疑を一旦保留し、暫時休憩いたします。

説明員は退室願います。

委員の方はそのまま自席でお待ちください。

午前10時47分 休憩

午前10時48分 再開

委員長（今田佳男君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

それでは、委員及び委員外議員の方で、会議規則第117条の規定に基づき、委員外議員の出席要求、または発言のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） 質疑なしと認めます。

ここから付託議案に関し委員間討議を行ってまいります。

これまでの議案説明、質疑、答弁を踏まえ、付託議案に対する意見、今後の審査の方向性など発言のある方は挙手にてお願いいたします。

よろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） 質疑なしと認めます。

以上をもって本委員会への付託議案に対する質疑を終結いたします。

説明員を入室させますので、暫時休憩いたします。

午前10時49分 休憩

午前10時50分 再開

委員長（今田佳男君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

これより本委員会への付託議案について順次討論、採決に入ります。

議案第61号竹原市消防団条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（今田佳男君） ありがとうございます。起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第68号市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（今田佳男君） ありがとうございます。起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第69号令和2年度竹原市一般会計補正予算（第4号）について、これより討論に

入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（今田佳男君） ありがとうございます。起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

当委員会に付託されました議案は全て議了いたしました。

この際、お諮りいたします。

ただいま議決しました本委員会への付託案件に対する委員会報告書につきましては、本日の議決結果を報告することといたします。また、本会議での委員長報告の内容につきましては、委員長に御一任願いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

また、あわせて議決事件の字句等の読み間違いにつきましては、後刻、委員長において調整いたしますので、御了承願います。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

説明員は退席願います。ありがとうございます。

午前10時52分 休憩

午前10時52分 再開

委員長（今田佳男君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、閉会中の継続審査の申し出についてであります。次回定例会までの間、当委員会として集中的に継続審査を行わなければならない事件として、別紙のとおり申し出るよう考えております。その他、委員の方で継続審査、調査について御意見等はございませんか。

山元委員。

委員（山元経穂君） 本当に簡単に1点だけ。

個別案件のところは、どういう書き方かはこれ委員長任せでいいと思うのですが、新型

コロナ対策というのをやっぱり入れておいた方がいいと思います。

以上です。

委員長（今田佳男君） コロナ対策ということで入れさせていただいてよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） では、入れさせていただきます。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） では、コロナ対策ということで、文言は入れますので。

加えて、議長に申し出ることにいたします。御異議はございませんね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

あとちょっとあるのですが、一応ここで終わります。

以上で本日予定しておりました協議事項は終了いたしました。

その他、委員の方から何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） ないようですので、以上をもって総務文教委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前10時53分 閉会